

令和5年10月18日作成

令和7年 4月18日改定

## 豊橋市上下水道局 浄水場カードの配布対象者、配布方法等について

### 1. カードの配布対象者

浄水場カードは、以下のいずれかに該当する方に配布します。

- 豊橋市上下水道局浄水課（以下「浄水課」という。）に施設見学を希望する旨の申出を行い、承諾を得て施設を見学した方
- 浄水課に「ラーケーションの日」として施設見学を希望する旨の申出を行い、承諾を得て施設を見学した愛知県内市町村の小中高生とその家族
- 浄水課が主催・共催・協力等するイベントに参加した方
- 上記のほか、浄水課がカードを配布することが適当と認めた方

#### 【配布例】

- 1 春季（毎年3～4月頃）に開催する春の一般公開イベント  
（例えば、水フェス～Spring～など）
- 2 水道週間（毎年6月1～7日）に開催する水道週間イベント  
（水道週間に、他課と合同で開催するイベントを含む）
- 3 豊橋市上下水道局で開催するイベントで浄水課が参加するイベント  
（例えば、秋に開催する水フェスなど）
- 4 豊橋市で開催するイベントで浄水課が参加するイベント
- 5 浄水課以外が主催するイベントで浄水課が協力等を行うイベント
- 6 個人・家族・学校・町内会・職場等での浄水課の施設見学

### 2. カードの配布方法

- カードを希望する方は、施設見学を行った際、浄水課の職員にカードの配布を希望する旨を申し出てください。
- カードを希望する方が配布対象者の条件を満たす場合に、浄水課の職員からカードを配布します。
- カードの配布枚数は、1人1枚限りとします。

### 3. その他の事項

- 郵送等でのカードの配布は行いません。
- 都合により配布までお時間をいただくことや、配布対応できない場合がありますので、ご了承ください。
- カードの枚数に限りがあり、配布できない場合がありますので、予めご了承ください。